

新座市告示第 65 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により下記の書類を交付するので、本市財政部納税課に出頭の上受領されたい。

なお、下記書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により公示の日から起算して7日を経過したときに、その送達の効力を生じる。

令和 8 年 3 月 11 日

新座市長 並 木 傑



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
差押調書謄本	中田 博史
配当計算書謄本	中田 博史